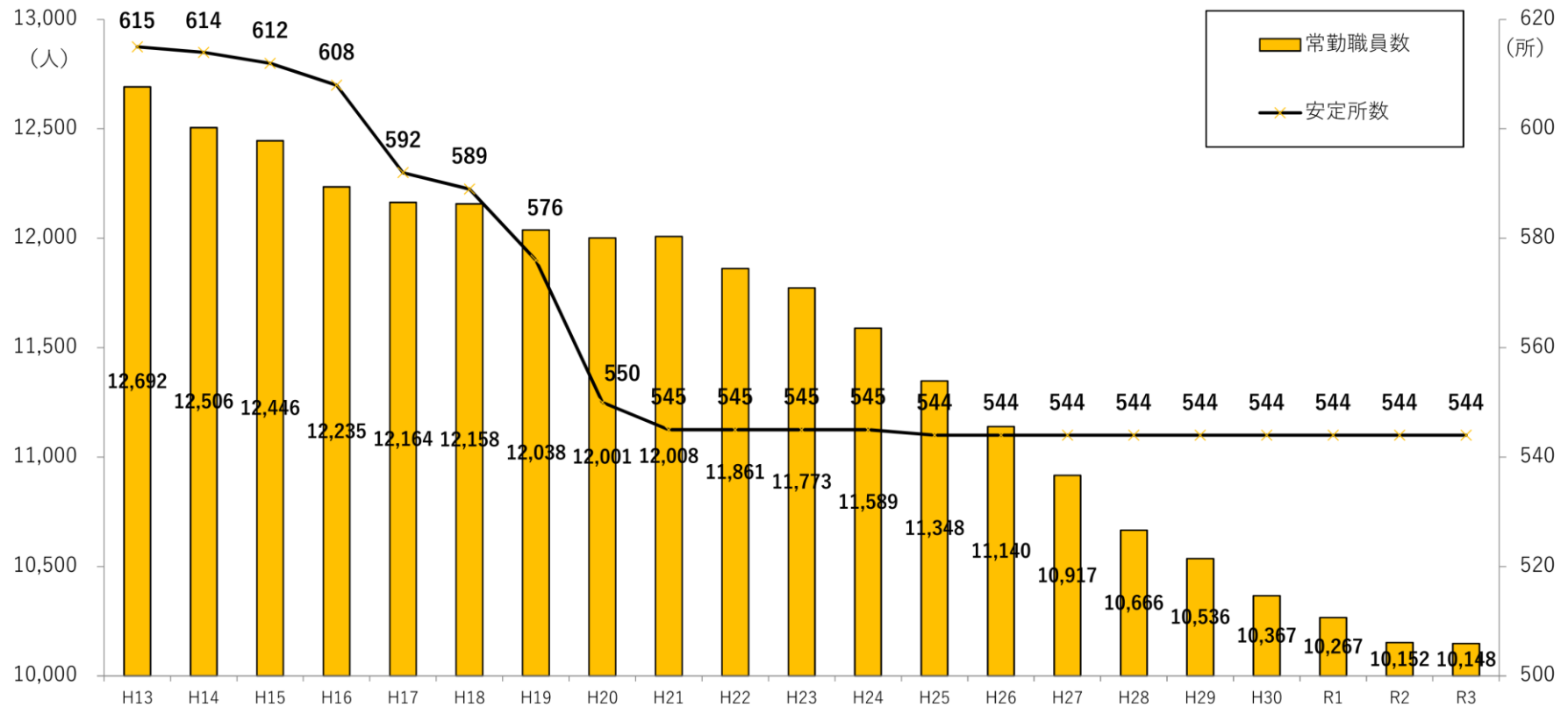


ハローワークの職員数等の推移



- 「新たな定員合理化計画」（平成17年10月4日閣議決定）により、平成18年度から平成21年度までに1,290人定員合理化。総人件費改革として、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に基づき、平成22年度までに671人（ハローワーク関係）を純減。
- 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」（平成18年12月22日総務省行政管理局）により、平成18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50所（署）において整理合理化を実施（労働基準監督署を含む）。
- 「新たな定員合理化計画」（平成21年7月1日閣議決定）により、平成22年度から平成26年度までの5年間に平成21年度末定員の10%以上を合理化。
- 「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）により、平成27年度以降、5年ごとに基準年度を設定し、府省全体で対基準年度末定員比で毎年2%（5年10%）以上を合理化することを基本とすることとされた。
- ※ 平成21年度1次補正予算による304人の臨時増員は、平成23年度末までの時限措置。このうち174人は平成24年度末まで時限延長。この174人のうち96人は平成25年度末まで時限延長。この96人のうち13人は平成26年度末まで時限延長。
- ※ 平成23年度3次補正予算による20人の臨時増員は、令和7年度末までの時限措置。